

久 築 第 7 5 号
令和6年4月23日

久喜市建築審査会 会長 様

久喜市長 梅田 修



建築の許可について（諮問）

建築基準法第48条第7項ただし書許可の規定に基づき、下記のことについて貴審査会の同意を求めます。

記

- 1 久喜市久喜本地内の土地に自動車修理工場・物販店舗を新築したい旨の許可申請について（建築基準法第48条第7項ただし書許可）